

告 示

埼玉県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
わかば内科医院	春日部市小淵一五九三	令和元年十二月三十一日
医療法人社団 耆婆 扁鵲 みどり耳鼻咽 喉科	北葛飾郡松伏町上赤岩八四 一―一―二	令和元年十二月三十一日
さとう埼玉リウマチ クリニック	戸田市笹目一―三三―七	令和元年十月三十一日
新井耳鼻咽喉科	所沢市西所沢一―六―五	令和元年十二月一日
所沢肛門病院	所沢市小手指町一―三―三	令和元年十二月三十一日
かわぐち内科クリニ ック	所沢市東所沢三―三六―七 四	令和元年十二月三十一日
今福歯科医院	戸田市下前一―九―二八萩 原ビル二F	令和元年十二月三十一日

富家訪問看護ステーションふじみ野	のとや薬局	萩原薬局	スギ薬局 鴻巣人形店	たな歯科クリニック
ふじみ野市苗間二九一―二	北本市東間一―六七	児玉郡上里町神保原町七八七	鴻巣市人形一―四―二三	坂戸市末広町二
平成三十一年一月三十一日	令和二年一月一日	令和元年十二月三十一日	令和元年十一月三十日	令和元年十二月三十一日